

共用料金（連合）適用の条件

貴企業団が共用料金適用する事について、下記の条件となります。

- ① 分譲アパート等で受水槽以下の給水装置が入居世帯部屋ごとに個々に所有されている事。
- ② 1 棟の建物を建造区分し、各区分の家屋所有者が異なり、給水管部分について共有されている事。
- ③ ②の場合、建物を建造区分している事により、階段が建物の外に設置されている事。
- ④ 共用料金適用時から入居世帯数の変動がある場合は、申請書を再度提出する事。

注意！

- 1 入居世帯数が減っている事を南部水道企業団が確認した場合は、申請が

なくとも入居世帯数に合った料金形態で認定し、調定する。

- 2 入居世帯数の内、空き部屋の期間が検針の1月間で15日を超える場合は、その分の料金形態（入居世帯数）で1月分とみなして調定する。ただし、15日以内の場合は、共用料金適用時の料金形態で調定する。
- 3 受水槽以下の給水装置の変更、改造等がある場合は、申請書を再度提出する事。